

都城市お試し滞在制度レンタカー借上料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市に移住し、又は定住することを目的とした活動を実施するために本市を訪れる市外住民等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象者等)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助対象者等は、次の表のとおりとする。

補助対象者	次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市外に住所がある者 (2) 本市に移住・定住する意思のある者であつて、次に掲げる活動を行うために本市を訪れるもの ア 市内で住居又は仕事を探す活動 イ 市内に移住し、又は就業することを前提として、市内で実施されている体験活動等に参加する活動 ウ 市内で就農することを目的とした視察及び体験を行う活動 エ 移住活動の一環として、市の文化、歴史並びに風土及び気候を知るための活動 オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動 (3) 滞在期間中に、市担当者と移住に関する相談を行う者
補助対象経費	補助対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。 ただし、燃料費を除く。
補助金額	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	24時間当たり2,500円を上限とし、最大72時間までとする。
申請に係る添付書類	(1) 都城市お試し滞在制度レンタカー借上料補助

	<p>金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）</p> <p>（2） 現住所を証明できるものの写し（住民票、免許証、保険証等）</p> <p>（3） レンタカーの借上げに要した実費額が判る契約書及び領収書等の写し</p> <p>（4） その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付申請は、市長に対し、借上後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までにしなければならない。

（複数年度にわたる借上げの補助対象年度等）

第4条 1回の借り上げが複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該借上げの最後の日の属する年度とする。この場合において、前条に規定する補助対象経費は、当該借上げの初日から最後の日までの経費を対象とする。

（申請取下げの期限）

第5条 規則第7条第1項の規定による期日は、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して7日以内とする。ただし、当該期限日が都城市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

（軽易な変更の範囲）

第6条 規則第9条第1項の規定による軽易な変更の範囲は、申請書の補助事業等の目的及び内容の変更とする。

（補助金の請求）

第7条 規則第6条により補助金の交付決定を受けた者は、都城市お試し滞在制度レンタカー借上料補助金交付請求書（様式第2号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。